会員向け学習会を開催しました

6月の勉強会は㈱ジェイアイシーの御子柴大樹氏に、新しく商品化された福祉型の生命保険信託「未来あんしんサポート」をご紹介いただきました。

生命保険信託とは、保険契約者が生前に死亡保険金をいつ・誰に・どのように渡すかを指定しておける信託の仕組みで、保険金受取人の財産管理能力に不安がある場合に有効です。「未来あんしんサポート」は、親が保険契約者となり、親が亡くなった後に障がいのある子どもが計画的な保険金の受け取りができるようサポートする商品で、ジェイアイシーを通じて親は子どもを保険金受取人に指定して「FWD富士生命」と生命保険型約を締結し、さらに「みずほ信託銀行」と保険金をどのように子どもに届けるかを生命保険信託契約にて指定します。親が亡くなると、みずほ信託銀行はFWD富士生命から保険金を受け取り、親や指図権者が指定した条件に基づき、子どもに保険金を分割交付します。

毎月決まった金額を子どもが受け取れるようにする他、年金が入らない月に困らないように奇数月に払ってほしい等、柔軟に設計することができます。また、財産交付をサポートする「指図権者」を指定するので、臨時でお金が必要になった場合にも指図権者からの指図を受けて支払われます。そして、子どもも他界して保険金が残った場合の行き先(誰に渡す・寄付する等)についても予め決めることができます。

「未来あんしんサポート」の特徴として、従来の生命保険信託では親族以外不可としていた「指図権者」に、子どもが所属する施設の法人等を指定することを可能にしたこと(その場合でも相続開始の通知者は親族がなる)と、信託できる最低受託額を200万円以上と大幅に引き下げたことが挙げられます。生命保険のメリット(円満な財産分与・相続税の節税)と信託のメリット(お金を安全に管理)を併せ持つ生命保険信託ですが、一方で信託にかかる手数料が保険金から支払われることも理解しておかなければいけません。

財産管理には遺言書の作成や後見制度支援信託・障害者扶養共済等の選択肢もあります。どれが家庭の状況に合うのかさまざまな方法を検討して、その一つに生命保険信託を入れてみると良いでしょう。

(株) ジェイアイシー生命保険信託相談ダイヤル: 0.1.2.0-5.8.0-5.0.3



活動報告(6月16日から7月15日まで)

活動日	内容
6/19	平成30年度 第2回事業所協議会 運営委員会 (東京・レインボーハウス明石)
	大阪市障害者福祉・スポーツ協会 評議員会
6/22	大阪市社会福祉協議会 評議員会
6/24	大阪市肢体障害者協会総会 (長居障がい者スポーツセンター)
6/26	平成30年度 大阪市安全なまちづくり 推進協議会 (大阪市役所)
	ユニバーサル社会推進フォーラム (大阪国際がんセンター)
6/27	全国手をつなぐ育成会連合会 2018年度 定時総会 (東京・アットビジネスセンター八重洲通)
7/1	第18回全国障害者スポーツ大会 大阪市代表選手団説明会 (長居障がい者スポーツセンター)
7/13	難波支援学校 第1回学校運営協議会

大阪市育成会会員だより

≪レクリエーション(本人活動支援)について≫ボウリング教室

8月は休会です。

≪会員向け学習会のお知らせ≫

8月は休会です。

※但し、大阪市から「重度障がい者に対する食事療養標準負担額助成の再構築について」のワンポイント講座が8月16日12時30分から20分程度あります。

≪訃報≫

去る、5月2日(水)に福島育成園支部の山口チトセ 様がご逝去されました。

慎んでお悔やみ申しあげ、ご冥福をお祈り致します。